

議第百五十四号

公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第二項の規定により、公立大学法人岐阜県立看護大学定款の一部を次のように変更するものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更

公立大学法人岐阜県立看護大学定款の一部を次のように変更する。

別表一の表羽島市江吉良町字神宮三〇四七番一の項中「七七、三〇四」を「七三、〇九七」に改める。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

